

第 2 号（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成30年6月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成30年6月27日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成30年6月27日午前 9時56分 議長 岡田久雄

閉会 平成30年6月27日午前11時34分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	みさお			

欠席議員

10番 木村 武壽

会議録署名議員の氏名

6番 村田 忠文 9番 谷田みさお

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎 裕美	議会書記	坂井幸一郎
議会書記	梶田 篤志	議会書記	仁木 崇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松 田 定
理事兼地域創生推進室長事務取扱	眞 木 伸 浩
理事兼上下水道課長事務取扱	中 島 一 也
企 画 財 政 課 長	花 木 秀 章
会計管理者・会計課長兼務	光 田 恵 理
保 健 医 療 課 長	中 谷 誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小 笠 原 温 美
上 下 水 道 課 参 事	森 田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木 田 ゆ か り
学校給食センター所長	奥 山 英 高

理事兼総務課長事務取扱	脇 本 和 弘
理事兼建設課長事務取扱	西 田 哲 弥
学 校 教 育 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務	高 江 裕 之
税 務 課 長	乾 浩 朗
住 民 福 祉 課 長	中 坊 玲 子
高 齢 福 祉 課 長	寺 井 佳 孝
産 業 環 境 課 長	菱 本 嘉 昭
同和・人権政策課長	西 島 豊 広
社 会 教 育 課 長 ・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	平 間 克 則

議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

平成 3 0 年 6 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 2 号〕

平成 3 0 年 6 月 2 7 日（水）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 34 号 井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 3 議案第 35 号 井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 議案第 36 号 井手町ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 議案第 42 号 工事請負契約について同意を求める件
- 第 6 議案第 43 号 財産取得について同意を求める件
- 第 7 議案第 44 号 平成 3 0 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）
- 第 8 平成 2 9 年度城南土地開発公社（第 2 回）補正事業計画に関する報告書、並びに平成 3 0 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 第 9 議員派遣の件
- 第 10 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さまでございます。

本日の会議に木村武壽議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

町長より、議案第44号として、平成30年度井手町一般会計補正予算（第2回）が追加提案として提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまから、平成30年6月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、村田忠文議員、9番、谷田みさお議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、議案第34号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） それでは、議案第34号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正をしたものであります。

それでは、12ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）であります。

例規ページ数1,769ページ、第23条、町民税の納税義務者等の規定でありまして、第1項中「によって」を「により」に、第3項中「この節」の次に「(第47条第10項から第12項までを除く。)」を加えるものであり

まして、地方税法の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1, 769 ページ、第 24 条、個人の町民税の非課税の範囲の規定でありまして、第 1 項第 2 号中「125 万」を「135 万」に改め、次のページをお開きください、第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 10 万円を加算した金額」を加えるものでありまして、法改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1, 773 ページ、第 33 条の 2、所得控除の規定でありまして、「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が 2, 500 万円以下である」を加えるものでありまして、法改正に伴う条文の整備であります。

次に、1, 774 ページ、第 33 条の 6、調整控除の規定でありまして、「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が 2, 500 万円以下である所得割の納税義務者」に、第 1 号ア及び第 2 号ア中「においては」を「には」に改めるものでありまして、法改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1, 775 ページ、第 35 条の 2、町民税の申告の規定でありまして、第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加えるものでありまして、法改正に伴う条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数 1, 785 ページ、第 47 条、法人の町民税の申告納付の規定でありまして、第 1 項中「による申告書」の次に「(第 10 項及び第 11 項において「納税申告書」という。)」を加え、今回新たに第 10 項から第 12 項に法人町民税における電子申告の規定を追加するものでありまして、法改正に伴う条文の整備であります。

次に、今回新たに第 91 条といたしまして、製造たばこの区分の規定を追加するものでありまして、法改正に伴い課税対象となる製造たばこの区分を規定するものであります。

次に、例規ページ数 1, 808 ページ、旧の第 91 条、町たばこ税の納税義務者等の規定を第 91 条の 2 に改めるものでありまして、法改正に伴い、条を改める条文の整備であります。

次に、今回新たに第 92 条の 2 といたしまして、製造たばことみなす場合

の規定を追加するものでありまして、法改正に伴い、加熱式たばこにおいてグリセリン等を充填したものを加熱して使用するものについては、そのグリセリン等が充填された特定加熱式たばこ喫煙用具、いわゆるカートリッジと言われる部分についても、加熱式たばことみなす規定を追加するものであります。

17ページをお開きください。

次に、例規ページ数1,809ページ、第93条、たばこ税の課税標準の規定の改正につきましては、法改正によりまして、加熱式たばこに対する課税方式の規定が定められたことに伴う条文の整備でありまして、第1項及び第2項につきましては、法改正に伴う引用条文の改め及び条文の文言修正であります。

次に、今回追加する第3項の規定につきましては、加熱式たばこにおける課税本数の換算方法の規定を定めるものでありまして、第1号につきましては、現行の換算方法である加熱式たばこの重量1グラムを紙巻たばこの1本に換算する規定を、第2号、第3号につきましては、加熱式たばこにおける新たな換算方式を規定するものでありまして、第2号におきましては、加熱式たばこの重量0.4グラムを紙巻たばこの0.5本分に換算する規定を、第3号におきましては、加熱式たばこの価格をもとに紙巻たばこに相当する本数を求め、これを紙巻たばこの0.5本分に換算する規定でありまして、第2項、第3項による換算方式を合計した本数を加熱式たばこの課税本数とするものであります。

なお、加熱式たばこにおける新たな課税方式につきましては、激変緩和のため、5年間かけて段階的に移行することとなっておりますので、新課税方式による換算方法の割合を5分の1ずつふやしていくことになることから、平成30年10月1日の施行時におきましては、第1項に定める現行の換算方法である加熱式たばこの重量1グラムを紙巻たばこの1本に換算するものの割合を8割、新たな換算方式である、第2項に定める加熱式たばこの重量0.4グラムを紙巻たばこの0.5本分として換算したもの及び第3項に定める加熱式たばこの価格をもとに紙巻たばこに相当する本数を求め、これを紙巻たばこの0.5本分として換算したものの割合をそれぞれ2割として算出した合計本数に基づいて課税することとなるものであります。

次に、19ページをお開きください。

次に、旧の第3項の改正につきましては、加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する規定の追加及びこれに伴う条文の整備を行い、この項を第4項に改めるものであります。

次に、今回追加する第5項の規定につきましては、加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の規定を追加するものであります。

次に、旧の第4項の規定の改正につきましては、加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における端数処理の規定を追加するもので、この項を第6項に改めるものであります。

次に、今回追加する第7項の規定につきましては、価格に基づいて加熱式たばこの本数を換算する場合における規定を追加するものであります。

次に、今回追加する第8項の規定につきましては、価格に基づく加熱式たばこの本数を換算する場合における端数処理の規定を追加するものであります。

次に、今回追加する第9項の規定につきましては、重量と価格に基づいて算出した加熱式たばこの本数換算における端数処理の規定を追加するものであります。

次に、今回追加する第10項の規定につきましては、前各項に定める規定以外に必要な事項は施行規則で定めるとする規定を追加するものであります。

次に、例規ページ数1,810ページ、第94条、たばこ税の税率の規定でありまして、法改正に伴い、たばこ税の税率を1,000本につき5,262円を5,692円に改正するものであります。

次に、例規ページ数1,810ページ、第95条、たばこ税の課税免除の規定でありまして、第3項中「第91条」を「第91条の2」に改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1,810ページ、第97条、たばこ税の申告納付の手続の規定でありまして、第1項中「第91条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数1,820ページ、附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定でありまして、第1項中「得た金額」の次に「10万円を加算した金額」を加えるものでありまして、法改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1, 823 ページ、附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合の規定でありまして、地方税法附則第 15 条の改正内容に基づき、新たに第 26 項に固定資産税の課税標準の特例措置の規定を追加するとともに、旧第 26 項を第 27 項とする条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1, 837 ページ、附則第 17 条の 2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、引用条文を改める条文の整備であります。

次のページをお開きください。次に、井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 2 条関係）であります。

第 9 3 条、たばこ税の課税標準の規定の改正につきましては、第 1 条関係の第 9 3 条でご説明いたしましたとおり、加熱式たばこにおける新たな課税方式につきましては、激変緩和のため、新課税方式による換算方式の割合が 5 分の 1 増加することに伴い、第 3 項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改めるものであります。

次に、附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合の規定の改正につきましては、法改正に伴い、第 24 項から第 26 項までの引用条文の項を改める条文の整備であります。

次のページをお開きください。井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 3 条関係）であります。

第 9 3 条、たばこ税の課税標準の規定の改正につきましては、加熱式たばこにおける新たな課税方式の換算方法の割合を、第 3 項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、第 3 号中「附則第 48 条第 1 項第 1 号」を「附則第 48 条第 1 項第 2 号」に改めるものでありまして、法改正に伴う条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、第 9 4 条、たばこ税の税率の規定の改正につきましては、法改正により、たばこ税の税率を 1, 000 本につき 5, 692 円を 6, 122 円に改めるものであります。

次のページをお開きください。井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 4 条関係）であります。

第93条、たばこ税の課税標準の規定の改正につきましては、加熱式たばこにおける新たな課税方式の換算方法の割合が5分の1ずつ増加することに伴い、第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」と改め、イ中「（昭和59年法律第72号）」を削除するものでありまして、法改正に伴う条文の整備であります。

次のページをお開きください。

第94条、たばこ税の税率の規定の改正につきましては、法改正により、たばこ税の税率を1,000本につき6,122円を6,552円に改めるものであります。

次のページをお開きください。井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）であります。

第92条の2、製造たばことみなす場合の規定の改正につきましては、法改正に伴い、「及び次条第3項第1号」を削除するものであります。

次に、第93条、たばこ税の課税標準の規定の改正につきましては、加熱式たばこにおける新たな課税方式による換算方法の段階的移行期間の終了に伴い、関連する規定を改めるものであります。

31ページをお開きください。井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）であります。

例規ページ数1,949ページ、平成27年井手町条例第27号における附則第6条、町たばこ税に関する経過措置の規定の改正につきましては、法改正に伴い、紙巻たばこ三級品における税率引き上げが平成31年4月1日から平成31年10月1日に延長されたことに伴う条文の整備でありまして、第2項中「新条例」を「井手町税条例」に、第3号に規定する紙巻たばこ三級品における税率の適用期間を平成31年3月31日から平成31年9月30日に改め、第4項中「新条例第91条第1項」を「井手町税条例第91条の2第1項」に改め、第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、第14項の表、第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、次のページをお開きください、第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改めるものであります。

それでは、5 ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次のページをお開きください。

次に、第2条、町民税に関する経過措置の規定であります。

次に、第3条、町たばこ税に関する経過措置の規定であります。

次に、第4条、手持ち品課税に係る町たばこ税の規定であります。

8 ページをお開きください。

次に、第5条、手持ち品課税に係る町たばこ税に関する経過措置の規定であります。

次に、第6条、町たばこ税に関する経過措置の規定であります。

次に、第7条、手持ち品課税に係る町たばこ税の規定であります。

10 ページをお開きください。

次に、第8条、町たばこ税に関する経過措置の規定であります。

次に、第9条、手持ち品課税に係る町たばこ税の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） ページ数でいきますと、まず12 ページに個人の町民税の非課税の範囲が定めてありますが、これだけ見ますと、非課税の範囲が10 万円所得の多い方まで広がるということになるかと思いますが、なぜこういう変更をされるのか。これだけ見ると10 万円分減税になるわけですが、けれども、ほかの所得課税との兼ね合いはどうなっているのか。それで、これで井手町の場合、影響する人数、額、どのくらいになるのか。

それと、同じく13 ページ、所得控除の2，500 万円以下の方に関してですけれども、これも井手町にはどのくらいの対象になる人がいて、影響額がどのくらいになるか。

例規集の1774 の調整控除の方ですけれども、これ、調整控除というの

はそもそもどういうことなのか、これも影響を受ける人が井手町にあるのか、どのくらいの額が影響するのか。

それから、今度は個人住民税の所得割の方の課税についてですが、ページ数で21ページの附則のところに、個人の町民税の所得割の非課税の範囲というのがありまして、これもまた10万円加算した金額というふうに変わりますので、控除の範囲が広がるということですがけれども、これでどのくらいの方に影響が出て、影響額は幾らになると見込んでいるか。

あと、たばこ税ですがけれども、たばこ税はそもそも現在、当初予算でどれだけの収入を見込んでいたのか。これ、5年かけて、たばこ税が上がるということですがけれども、井手町で今売れてる本数、どのくらいの本数が井手で売れてたばこ税が入ってきてるのか、5年たって全部この激変緩和が終わって、完了した場合、どのくらいの影響になるのか。これでたばこ税、ふえるんでしょうか。大体、たばこを吸う方がどんどん減っていますので、たばこ税の収入は、増税しても、1本当当たりの税金をふやしても、町全体としては増収にならないのではないかと思います、どういう見通しを立てておられますか。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、第24条の町民税の非課税の範囲の改正、なぜこのようなことなんでしょうけれども、今回、非課税所得の要件が10万円増額となった理由といたしましては、このたび、税制改正におきまして、働き方の多様化を踏まえまして、さまざまな形で働く人を応援する等の観点から、所得税の改正に合わせ、給与所得控除及び公的年金控除の控除額が一律10万円引き下げられるとともに、全ての納税義務者に適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられることとなりました。これに伴い、給与収入や公的年金収入のある納税者におきましては、改正後に所得金額が従前より10万円の増額ということになりますので、障がい者、未成年、寡婦等における非課税限度額が従前と変わらないようにするため、125万円から135万円に改めるというものであります。実際、この影響を受ける方の人数でありますけれども、平成30年度課税ベースで見ますと、約150人の方が対象ということにな

りまして、影響額につきましては、税額の変更というのはこの制度によって出るものにはならないということになってますので、影響額はございません。

次に、2,500万円以下ということで、所得控除の対象者についてですけども、これにつきましては、前年の合計所得が2,500万円以上である所得割の納税義務者については基礎控除を適用しないという規定になりました。その影響される、基礎控除を適用しない方の納税義務者数は、30年度課税ベースを見ますと5名程度ありまして、基礎控除を適用しないことによる税額の影響は約10万円程度の増額ということを見込んでいるところであります。

次に、第33条の6の調整控除の部分につきましては、この調整控除というのは、三位一体改革により平成19年の所得税と平成19年度の住民税から税源移譲が行われることに伴い、個人住民税において、所得税と個人住民税の人的控除の差額に起因する調整増を調整するために創設された制度でありまして、今回、2,500万円以上ある所得割の納税義務者については調整控除を適用しないという規定になりました。その対象になる方というのは約5名程度ありまして、その税額の影響というのは約1万円弱の増額を見込んでいるところであります。

次に、所得割の非課税、附則の第5条ですけども、これにつきましても、先ほど均等割の非課税限度額の適用のところでご説明させていただいたとおり、給与収入、年金収入の所得控除計算において10万円が減額されることに伴いまして、その算定方法において10万円を加算するということになるものであります。その影響額についてですけども、影響額については、これによって税額の増減というのは生じないということになります。対象者数なんですが、所得割の非課税の要件に該当する方というのは、30年度課税ベースで約50人程度おられるということとなっております。

続きまして、たばこ税ですけども、30年の当初予算では2,503万1,000円の予算計上額ということで、課税本数といたしましては、約480万本程度の課税本数を見込んで算出しております。たばこ税の方については年々減少傾向にはあるんですけども、今回のたばこ税改正に伴って税率の改正が5年間続くということで、その見通しなんですけども、今回、一般たばこ、三級品のたばこということでありますけども、一般たばこにおきましては、29年度課税ベースをもとに計算しまして、大体、29年度の引き上

げ、最後、完了するまでの見通しといたしましては約５４０万程度の増額を見込んでおるところでありまして、三級品の税率の引き上げによる影響というのは、２９年度ベースで算定しますと、約６０万円程度の増額という見込みを持っているところであります。加熱式たばこにおきましては、現在その内訳というのがわからない状態になっておりますので、その見込みは算出できませんということになっております。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

９番（谷田みさお） 賛成の立場で討論を行います。

今回の住民税、地方税の改定によりまして、非課税範囲の控除を１０万円引き上げるということで、１５０人ぐらい影響を受ける、均等割だけの方も５０人ぐらいはそれでふえるのではないかということ、一見、住民税にすると減税になるのかと思いきや、税額は変わらないと。中身は、結局、年金の控除や給与所得の人の控除が下がるから、振りかえるだけなんです。しかし、本来、基礎控除の方に振りかえるというのは、基礎控除というのは生活費の部分を控除するということだと思っんです。年金生活であっても給与所得であっても、必要経費というものが普通あるもので、その分、今は控除されてる、それを基礎控除の方に振りかえると。全然控除の性格が違うのに、それを振りかえるというのは意味がわからないわけですが、どこが働き方改革なのかと、フリーランスとかで働いておられる方が、必要経費を認められておられないから基礎控除で引くというようなこともあるのかとは思いますが、全く、今、給与所得もどんどん減っている中で、給与控除を引き下げるといようなことは、今の働く人の皆さんにとって、働き方改革にも何もならないというふうに思います。

たばこ税の方は、増収が見通せるという話ですが、たばこの健康への影響ということをお考えますと、増税はやむなしというふうに考えますので、その

点、法改正についてはさまざま問題があるかと思うんですが、住民税の中ではプラスマイナス変わらない、特にふえるのは2, 500万を超える所得の方のみということでありますので、賛成をいたします。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第34号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第35号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） それでは、議案第35号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正をしたものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）であります。

例規ページ数1, 973の3ページ、附則第16項中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改めるものでございまして、法改正に伴う引用条文の項を追加する条文の整備であります。

次のページをお開きください。次に、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）であります。

附則第4項、法附則第15条第44項の条例で定める割合の規定でありまして、見出しを含み「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改めるものでありまして、法改正に伴う引用条文の項を改める条文の整備

であります。

次に、附則第 5 項、法附則第 15 条第 45 項の条例で定める割合の規定でありまして、見出しを含み「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改めるものでありまして、法改正に伴う引用条文の項を改める条文の整備であります。

次に、附則第 16 項につきましては、「第 42 項、第 44 項、第 45 項」を「第 42 項から第 44 項まで」に、「第 48 項」を「第 47 項」に改めるものでありまして、法改正に伴う引用条文の項を改める条文の整備であります。

それでは、1 ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　1 ページですけれども、この条文そのものは地方税法の改正によるということでしたけれども、附則のところに、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するというふうに書いてありますので、その法律は大体どういう内容のものなのか、いつ施行される見通しなのか。

それと、ページ数で 3 ページですけど、この 3 ページの新旧対照表には例規ページ数が書いてないんですけれども、どの部分の、例規ページ数の何ページかには書いてないということなんでしょうか、どういうことでしょうか。

議長（岡田久雄）　答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、この 1 条関係で、都市再生特別措置法の規定に基づく施行ということになりまして、今回、附則第 16 項に追加することとなったものにつきましては、地方税法附則第 15 条第 48 項の規定というのが定められまして、

これにつきましては、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、立地誘導促進施設協定の目的となる土地に係る課税標準の特例措置というのが創設されまして、地域のまちづくりを担う法人として市町村が指定する都市再生推進法人において、改正後の都市計画再生特別措置法に規定する立地適正化計画に記載された居住誘導区域または都市機能誘導区域内の一団の土地所有者が、その全員の合意によりまして、立地誘導促進施設なる道路や公園、広場、緑地、通路等に係る土地等を一体的に整備、管理するために土地を所有しまたは無償で借り受ける場合に、その土地に係る都市計画税の課税標準を、最初の３年間の課税標準の特例を定めるものということになっております。都市再生特別措置法の内容というのは、その地域のまちづくりというのをそういった都市再生推進法人が進める上で、道路や公園、広場などの施設を整備、管理する場合における今回の改正については、都市計画税の課税標準というのを軽減するという規定を定めるものであります。

第２条関係の例規ページ数の関係ですけれども、これにつきましては、法改正に伴う引用条文の改正ということになりますけれども、例規ページ数の件については、後ほど回答させていただきます。

それと、都市再生特別措置法の施行の見通しなんですけれども、今、法の施行というのは、大体７月中旬ごろということを用意されているということです。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

９番（谷田みさお） 都市再生特別措置法、まもなく施行されるということですが、本町において、その対象となるような場所があるのか、何かそういう計画を立てておられるような、まちづくり法人とか、そういうのに当たる方がいるのかどうか。

それと、例規集のページ数ですけれども、同じ１９７３の３に旧と同じ条文があるのではないんですか。後でまたお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、附則第１６項に規定されますそういった該当する団体もしくは土地というのは現在ございません。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

９番（谷田みさお） 賛成の立場で討論します。

この条例改正そのものは、法改正による条文の整備ですので、当然のことですので賛成いたしますが、根拠となってる都市再生特別措置法については、国民の私権を制限するような部分も含まれておりまして、強制的に土地を集積するような中身もございますので、その法律そのものには大変問題があるとは思いますが、条例改正そのものは必要な条文の整備ですので、賛成します。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第３５号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第３５号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第３６号、井手町ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、議案第３６号、井手町ラブホテル建築等規制

条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。なお、今回の改正につきましては、本条例が引用する旅館業法の一部改正が平成30年6月15日に施行されたことに伴い改正するもので、引用するほかの法令等の一部改正がこれまでであったことや、本町における他の例規との表現の統一を図るため、改正が必要な条文についてもあわせて一部改正するものであり、これまでの規制内容を変更するものではありません。

それでは、2ページ目をお開き願います。井手町ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数3,423ページ、第2条、定義に関する規定でございます。第1号「第2条第2項から第4項まで」を「第2条第2項及び第3項」に改め、第2号「第2条第4項第3号」を「第2条第6項第4号」に改めるものでございます。

3ページをお開き願います。

次に、例規ページ数3,423ページ、第3条、事前届出及び同意に関する規定であります。第1項「井手町宅地造成事業に関する指導要綱第3条第1項の規定による申請書又は井手町小規模宅地造成事業に関する指導要綱第3条第1項の規定による申請書（申請）」を「井手町開発行為に関する指導要綱第4条第1項の規定による事前協議書（事前協議）」に改めるものでございます。

次に、例規ページ数3,423の3ページでございます。別表第2、3号「第14条第1項」を「第5条の3」に改め、4号「第23条第1項」を「第33条第1項」に改め、8号「井手町立吉川道場」を削除し、9号を8号に繰り上げるものであります。

1ページに戻っていただきます。附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第３６号、井手町ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第３６号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第４２号、工事請負契約について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、議案第４２号、工事請負契約について同意を求める件についてご説明申し上げます。

町道３号線道路改良その８工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、同意の議決を求める。

記といたしまして、１、契約の対象、３０道改第１号、町道３号線道路改良その８工事、２、契約金額、金６，７５０万円、うち取引に係る消費税額、金５００万円、３、契約の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字橋ノ本３５番地１、西田建設株式会社、代表取締役西田 厚、４、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、府立特別支援学校への進上路築造工事でありまして、町道３号線を拡幅する道路の改良工事であります。また、工期につきましては、平成３１年１月３１日までを予定しております。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 入札について伺います。他の入札参加者の入札金額、それと、予定価格と最低制限価格をお願いします。町道 3 号線については、その 1 工事からずっとやってきているんですけども、その 7 工事というのは入札結果等の公表を見ても載っていないんですけども、その 7 はなしでその 8 になるのか、その 7 は金額が低かったので公表の範囲に入っていないのかお尋ねします。

それと、これまでその 1 工事からずっとやってきて、当初の契約金額から変更等もありますので、結局、今まで総額幾らのうち、その 6 なのか 7 まででどれだけの金額を使って工事が行われてるのか、あと、残事業は幾らなのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、ほかの参加者と金額でございますが、今回、応札は、落札者も含めて 7 者でございます。順番にいきますと、税抜きでございますけども、株式会社ヤマダ 6, 700 万円、株式会社松輝 6, 980 万円、雅豊建設株式会社 7, 000 万円、小川組株式会社 7, 140 万円、中和建設株式会社 7, 620 万円、株式会社山川 8, 000 万円でございます。

次に、予定価格と最低制限価格でございます。予定価格につきましては、税抜きでございますけども、8, 970 万 6, 000 円でございます。最低制限価格でございますが、今回の工事は 5, 000 万を超える工事といたしまして、最低制限価格は設けなくて、低入札基準価格によることとしております。

次に、その 7 工事の公表でございますが、手元に資料がございませんので、別途調べさせていただきます。

次に、これまでのその 1 からその 7 の総額でございますが、これも合わせて、手元に資料がございませんので、残額、残事業も含めて調べさせていただきます。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） その 8 工事、延長が何メートルで、大体、工事の概要、
どうということになりますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） その 8 工事の概要でございますが、工事延長が約 1 0 0
メートルでございます。工事の内容といたしましては、補強土壁工、要は、
擁壁をつくりながら盛り土をするという方法が 3 8 2 平米、これは擁壁の面
積であらわします。防護柵の基礎工 7 5 メートル、集水ますマンホール工 3
カ所、あと、管渠工 1 2 メートル、排水工 8 2 メートルでございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 4 2 号、工事請負契約について同意を求める件を採決し
ます。

議案第 4 2 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第 4 2 号は原案のと
おり可決されました。

この際、暫時休憩します。1 1 時 5 分から再開します。

休憩 午前 1 0 時 5 2 分

再開 午前 1 1 時 0 5 分

議長（岡田久雄） それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほど、議案第 3 5 号のページ数についての答弁漏れにつきまして、答
えていただきます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） 先ほど回答できず、申しわけありませんでした。議案第35号の井手町都市計画税条例の一部を改正する条例、新旧対照表第2条関係の例規ページ数についてであります。今回第1条関係で改正しております附則第16項の改正というものを含んでおりますので、第2条におきましては例規ページ数を省略いたしております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 先ほどはすいませんでした。それでは、先ほどの質問につきまして、答えさせていただきます。

まず、その7工事の公表がないというようなことでございます件につきまして、随意契約により照明を撤去した工事でございます。公表はしておりません。

それと、町道3号線に係るこれまでの工事費含めた事業費の部分の実績及び残額等をお話いたします。29年度末で約3億8,000万の事業費を使っております。今年度以降につきましては、29の今回の繰越費用を含めまして、約1億4,000万残額がございます。それは、今回の先ほど議案上程しましたその費用も含めてでございます。

以上でございます。

議長（岡田久雄） 次に、日程第6、議案第43号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） それでは、議案第43号、財産取得について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町環境衛生センタープレス車購入について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称、30産衛備第1号、井手町環境衛生センタープレス車購入、2、取得金額、金885万6,000円、

うち取引に係る消費税額、金 6 5 万 6 , 0 0 0 円、3、取得の相手方、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字高橋 1 8 番地、寺村光夫商事株式会社、代表取締役寺村珠里、4、取得の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の井手町環境衛生センタープレス車購入につきましては、現在、町内では一部を民間による収集で対応し、多賀地区及び上井手地区を直営 1 台により収集を行っており、直営分に係るごみ収集車の更新を図るものであります。更新理由につきましては、現行の車両が、平成 2 1 年 9 月に購入しており、8 年 8 カ月を経過し、燃やすごみの生ごみによる塩分等により、車両フレームの腐食など、各種老朽化が進んでおり、ごみ収集業務は故障による停滞を起こせず、日々欠かせない業務でありますので、今後も安定的な収集業務を遂行するため、今回更新を行うものであります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 一般競争入札ということですので、他の入札者の名前と入札金額をお願いします。

それと、予定価格と最低価格、これで落札率は何％になりますか。

それと、こういうごみ収集の車の乗車人員ですけれども、3 人乗れる形だと思ふんですけれども、従来から減員して 2 人しか乗ってないことが多いということを言いますと、その日たまたまお休みだったとか何だとかで乗ってない場合もあるという話ですけれども、余りにも 3 人乗っていることを最近本当に見たことがないといえますか、しかも、1 人はプレス車のあとをついて走っておられるというような形で、非常に効率から見てどうなんだろうというふうに思ふんですけれども、これは、乗車人員は何人という規定は変わってないんでしょうか。3 人乗らないとあかんものやと思ふんですけれども、どうなんでしょう。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 菱本課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） ただいまのご質問にお答えします。

まず１点目の入札の応札者の関係でございます。まず１者が寺村光夫商事株式会社でありまして、金額につきましては税抜きで８２０万円、２者目が有限会社辻本石油店、入札金額が税抜きで８７０万円の２者でございます。続きまして、予定価格につきましては、税抜きで１，０１７万２，０００円でございます。最低価格につきましては設定ございません。続きまして、落札率につきましては８０．６１％になっております。

乗車の関係でございますが、乗車の関係につきましては、基本３名体制を確保することということで民間も直営もやっております、場所または収集コースによりましては軽自動車、あと、このプレス車等に配置するものでありまして、体制としては３名を確保している状況でございます。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第４３号、財産取得について同意を求める件を採決いたします。

議案第４３号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第４４号、平成３０年度井手町一般会計補正予算（第２回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第４４号、平成３０年度井手町一般会計補正予算（第２回）につきましてご説明申し上げます。

平成３０年度井手町の一般会計補正予算（第２回）は、次に定めるところ

による。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,972万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

今回の補正につきましては、6月18日に発生いたしました大阪府北部での地震によるブロック塀倒壊死亡事故を受け、本町の保育所や学校へ通う幼児、児童生徒の安全確保を図るため、保育所と小・中学校について、専門家による調査をした結果、改修する箇所が把握できましたので、その所要額を予算計上するものであります。なお、他の公共施設につきましては、7月上旬に調査をすることとしておりますので、その結果を見て対応してまいりたいと考えております。

それでは、6ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。17款繰入金、1項基金繰入金、5目教育施設整備基金繰入金、今回2,860万円を追加し、計2,935万4,000円、教育施設整備基金繰入金の2,860万円であります。7目社会福祉基金繰入金、今回1,400万円を追加し、計2,406万円、社会福祉基金繰入金の1,400万円であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。3款民生費、2項児童福祉費、2目保育園運営費、今回1,400万円を追加し、計2億3,967万6,000円、財源内訳といたしまして、その他の1,400万円であります。委託料の200万円、工事請負費の1,200万円であります。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、今回880万円を追加し、計5,416万5,000円、財源内訳といたしまして、その他の880万円であります。委託料の80万円、工事請負費の800万円であります。3項中学校費、1目学校管理費、今回1,980万円を追加し、計3,912万2,000円、財源内訳といたしまして、その他の1,980万円であります。委託料の180万円、工事請負費の1,800万円であります。

以上、簡単であります但、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　西田建設課長。

理事（西田哲弥）　それでは、平成30年度井手町一般会計補正予算（第2回に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所を添付しておりますので、あわせてご参照願います。

図対象番号1、事業名、いづみ保育園外壁改修、事業費1,400万円、財源内訳といたしまして、その他の1,400万円、事業の概要としまして、L＝106メートル、H＝2から2.5メートルであります。

図対象番号2、事業名、多賀小学校外壁改修、事業費880万円、財源内訳としまして、その他の880万円、事業の概要としまして、L＝52メートル、H＝2.1から2.4メートル、L＝20メートルでございます。

図対象番号3、事業名、泉ヶ丘中学校外壁改修、事業費1,980万円、財源の内訳としまして、その他の1,980万円、事業の概要としまして、L＝160メートル、H＝1.5から2.75メートルであります。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　中坊　陽議員。

8番（中坊　陽）　提案理由にもありましたけども、今回の地震についての対応、全国的にも求められた中で、素早くやっていただいたことでよかったということです。この工事、事業内容が出てますけども、現状とはどのように変わるのか、それと、もともとの施設は建築基準法に適合していたのか、2点お聞きします。

それと、要望としておきますけども、小学生など、臨海学習等、町外の施設を利用することもあります。事前の視察等で点検していただいて、危険箇所には立ち入らないようなことをしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまの中坊議員のご質問にお答えいたします。

工事内容なんですけれども、ブロック塀を取り払いまして、それにかわるもの、今考えておりますのが目隠しフェンス等、そちらのもので対応をしたいと考えております。

あと、建築基準法の関係ですが、専門家に現地の方を調査していただいたところ、建築当時なんですけれども、違法性はないということではありますが、現在の基準に照らし合わせると既存不適格であるというふうなことを指摘されておりまして、そのことから、今回改修するということで予算計上をさせていただきます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、工事内容につきましては、多賀小学校正門南側のブロック塀につきましては、現状、ブロックが積んであるんですけど、そのブロック、上から2段分を撤去いたします。続いて、学校南側、東側のブロック塀、あと泉ヶ丘中学校のブロック塀につきましては、ブロックを撤去いたしまして、フェンスを設置いたします。

違法性とかいうことにつきましては、同じく専門家に調査いただいたところ、違法性はないが、現行法に照らし合わせると既存不適格であるということをご意見いただいております。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 丸山久志議員。

7番（丸山久志） 今回この予算で基金繰入金を活用しておられるわけですが、日ごろの基金積み立てが役立ってるわけですが、こういった場合の補助制度というものが現在のところないのかどうかお聞きいたします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 現在、補助制度がないということで、町長の方から、地震後の対応について、速やかに専門家による点検と、そして必要があるならば、このために日ごろ積み立てした基金を、それぞれ目的基金を使ってすぐに設計並びに工事を取りかかるようにという指示を受けまして、予算計上を今回したところでございます。専門家の設計の方につきましても、業務が錯綜して大変な状況の中でありましたが、生徒及び児童、幼児の安全を優先して、ご理解いただいて、今回、短時間の間に点検と予算を計上するための積算をしていただき、これを執行するために基金を使うということで、今回予算計上したところでございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

2 番（谷田利一） 今、聞き漏らしたのかもわかりませんが、中学校の方、フェンスということだったんですけども、これはフェンスだけですか、目隠しフェンスですか、どちらですか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 専門家の方からいただいてる積算では、目隠しフェンスでいただいております。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 建設当時は違法ではなかったということで、現行法で既存不適格というふうに言われたところがその三つの園と学校ということですけれども、それ以外のところも調査はしてもらったと思うんですけども、井手小のプールの東側の壁というのは、あれはブロックではないのか、プールにぴったりくっついてますから、控え壁というのはプールのところにはないわけですけども、あれはブロック塀とは言わないのか、安全だということなのか。

それと、中学校に、あれは何というのかわかりませんが、サッカーの練習用か何かボールを当てる壁みたいなのがありますけれども、それも外から見

ただけでは支え壁というか控え壁のようなものはないように思うんですけれども、あれも調査されたかどうか。

それと、今いっぱい、あっちもこっちもしはるので、すぐに取りかかれるかどうかわかりませんが、いつごろできそうなのか。それまで、違法じゃないんだったらそのまま使っていていいのか、そのそばを通行することについて制限をしなくていいのか、道路に面しているところがありますので、その点はどう考えておられるのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） ただいまのご質問にお答えいたします。

井手小学校プール横の壁につきましては、設置いたしました京都府に確認いたしましたところ、ブロック塀ではないということで、擁壁でありまして、ちゃんと構造物として安定しているか計算をして、安全に設置しているということでございました。高さについては２メートル以下です。

続きまして、中学校の塀以外のところにつきましては、そちらにつきましても、専門家の方に全て確認をいただいております。

あと、いつごろできそうなのかにつきましては、この予算成立後、速やかに設計監理委託等発注いたしまして、速やかにやっていきたいとは思っております。

あと、違法でなければ使うのかということなんですけど、専門家の方に、この壁が今倒壊のおそれがあるのかということもご意見いただいております。控え壁も設置されており、すぐに倒れることは考えにくいとの見解もいただいております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

９番（谷田みさお） ちなみに、いつ建設されたものなのか、当時は違法ではなかったということですが、それぞれ今回改修予定にしているところの建設年度を教えてください。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） まず、泉ヶ丘中学校のブロック塀につきまして

は、昭和４１年度に建設されております。続いて、多賀小学校の南側、東側の塀につきましては昭和５５年度、続いて、多賀小学校正門南側につきましては、平成８年度に建設されております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） いづみ保育園につきましては、５１年と５４年の設置ということでございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第４４号、平成３０年度井手町一般会計補正予算（第２回）を採決します。

議案第４４号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第８、平成２９年度城南土地開発公社（第２回）補正事業計画に関する報告書、並びに平成３０年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆様方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れたもので、理事者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、平成２９年度城南土地開発公社（第

2回) 補正事業計画に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2ページをごらんください。

平成29年度城南土地開発公社(第2回)補正事業計画であります。公有地取得事業、井手町分はございません。

次に、平成30年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2ページをごらんください。

平成30年度城南土地開発公社事業計画であります。公有地取得事業、井手町分はございません。

次に、公有地売却予定につきましても、井手町分はございません。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長(岡田久雄) 以上で日程第8を終わります。

次に、日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第10、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成３０年６月井手町議会定例会を
閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前１１時３４分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 村 田 忠 文

署名議員 谷 田 みさお